

令和7年度  
指定障害福祉サービス事業者等  
集団指導

【障害福祉サービス編】

長野市保健福祉部 障害福祉課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

## 目次

1. 地域連携推進会議の設置・・・P 3、4
2. 食材料費の徴収・・・P 5
3. 預り金の適正な管理・・・P 6
4. 生産活動シート・・・P 7
5. 就労継続支援B型のサービス費について・・・P 8
6. 工賃・賃金の支払い・・・P 9、10
7. 施設外就労・施設外支援・・・P 11
8. 在宅支援・・・P 12
9. 喀痰吸引等支援体制加算・・・P 13
10. 重度障害者支援加算・・・P 14、15
11. 行動障害者支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制・・・P 16
12. 主任相談支援専門員配置加算・・・P 17

## 地域連携推進会議の設置

令和7年度から義務化

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
  - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
  - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

<参考資料>

- ・ 地域連携推進会議の手引き

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_41992.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html)

- 会議の構成員には、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要です。
- 施設等所在地の市町村担当者も参加することが望ましいとされていますが、事業所数が多く市内全ての事業所の会議に出席することは難しいため、会議出席のご依頼をいただいても欠席とさせていただく場合があります。

## Q & A

- (問) 利用者家族が施設等の近隣にいない、利用者や施設等と家族との関係が良好ではないなど、利用者家族の参加が難しい場合、どうすればよいか？
- (答) 成年後見人、利用者家族と関わりのある支援者、家族会の会員など、利用者家族の代弁者となり得る立場の方に参加いただくことが望ましい。
- (問) 地域とのかかわりがほとんどなく、地域の関係者の目途が見つからない場合、どうすればよいか？
- (答) 外部の目を入れることが本件の大きな目的であり、地域との関係者は必須人員のため、自治会・町内会などの地域団体の方、民生委員、商店街の方、学校関係者、地域で活動しているNPO法人、地域の障害者当事者などから、参加できる方を探してください。
- (問) 有意義な意見交換ができる人数として5名程度が望ましいとされているが、参加を依頼しても承諾が得られず、構成員が5名に満たなかった場合、会議は不成立とみなされるのか？
- (答) 対象の方に本件の目的や意義等を丁寧に説明していただき、承諾を得られるように努めてください。5名に満たない場合においても、会議を開催していただき、次回以降改善されるようお願いいたします。
- (問) 複数の住居があるグループホームでは、会議や住居見学の準備が多大な業務量となってしまうことが想定されるが、よい方法はあるか？
- (答) 地域連携推進会議はグループホームで1回開催でよいが、住居見学は全住居を見学する必要があるため、訪問の日数調整が大変かと思えます。エリアごとにまとめて見学を行ったり、日程が合う構成員のみで見学を行うことで、業務が軽減されると思えます。

## 食材料費の徴収

令和6年6月、全国展開する「恵グループ」のグループホームにおいて、利用者から徴収した「食材料費」を発端とする運営に関するさまざまな不適切事案が明るみになり、指定取消となりました。

本来の「食材料費」を上回る額を利用者から徴収して、他の目的に流用あるいは法人の収益として中抜きしていたことが「経済的虐待」と認定されました。

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

## 預かり金の適正な管理

以下の項目が適正に行われているか再度ご確認ください。

- 責任及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されてること。
- 適切な管理がおこなわれていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること。
- 利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること等が満たされ適正な出納管理が行われること。  
また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適正な額を定めることとし、預かり金の額に対し、月当たりの一定割合とするような取り扱いは認められない。
- 原則としてキャッシュカードは利用しない。

参照：25障5030号平成25年10月17日「指定障害福祉サービス事業所等における利用者からの預り金の適正な処理について」（通知）」

- ★預り金に対し預り金規定を利用者（保護者等）に提示し、合意を得ているか。
- ★利用ごとの出納帳簿等をつけ、「いつ」、「何に」、「いくら」使ったか記録及び適正な管理がされてること。

## 生産活動シート（就労継続支援A型・B型）

### チェックポイント

- ①事業所概要
  - ・定員に対する利用契約者数を確認
- ②生産活動内容
  - ・主な生産活動を把握
  - ・主な生産活動の一般的な単価を把握
  - ・生産活動による収入の根拠書類
- ③生産活動収支の状況
  - ・「生産活動内容」収支合計と同額が記載されているか
  - ・生産活動による収入の根拠書類
- ④生産活動収支の内訳構成等
  - ・主要取引策を把握
  - ・関係会社・関連会社との関係に留意
  - ・生産活動の実態があるか把握
- ⑤生産活動等の支出内訳
  - ・生産活動にかかる支出がゼロになっていないか
  - ・「生産活動収支」を把握
  - ・賃金・工賃総額を把握
  - ・余剰金（生産活動収入－（経費＋賃金・工賃総額））がプラスになっているか
- ⑥余剰金
  - ・余剰金が▲（マイナス）の場合、訓練費等給付費を原資としていないか
- ⑦訓練給付費総額
- ⑧雇用関係の助成金等（A型のみ）

### <生産活動シートの目的>

指定権者が、生産活動等の実態把握を効率的に行うことを支援し、指定就労継続支援事業所が、自事業所の運営方針や生産活動の改善方法等を検討する際に役立つツールを提供する。

令和8年度から、毎年4月に生産活動シートの提出を求める予定です。  
詳細は、別途通知します。

## 就労継続支援B型のサービス費について

- ・ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)については、工賃向上計画を作成している必要があります。
- ※こちらで特段アナウンスはしません。新規指定事業所は、忘れずに提出してください。
- ・ 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)については、作成の必要がありません。

工賃向上計画の提出先は、長野県になりますので、ご注意ください。

【就労継続支援B型事業所等の「工賃向上計画」について】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shuurou/shuuroushien/kouchinkeikaku.html>

## 工賃・賃金の支払い

### 工賃・賃金について

- ①工賃、賃金として利用者に支払う金額は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当するものであること。
- ②生産活動に係る事業の収入以外の費用（訓練等給付費等）を工賃、賃金の支払いに充てることは不適切な取扱いとなる。
- ③就労継続支援A型（雇用有り）及び就労継続支援B型の利用者の賃金、工賃について、利用者の技能に応じて工賃の差別を設けることはできない。  
※「技能に応じて」とは、成果物の出来栄等をいうものであって、作業内容や成果物の出来高に応じて工賃に差を設けることは差し支えない。
- ④就労継続支援B型事業の利用者又は就労継続支援A型事業の雇用契約を締結しない利用者に支払う1月あたりの工賃の平均額は3,000円以上とする。
- ⑤就労継続支援B型において、毎年度、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知する。
- ⑥就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるように努める。

### 会計処理

- ①事業所ごとに経理を区分し、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分する
- ②就労支援の事業について、適正な利用者工賃（賃金）の算出をするため、製品製造過程等における適切な製造原価等の把握と管理を行う。

「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」

（平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）

「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」

（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」

（平成27年9月8日障障発第0908第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」

（平成29年3月30日障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

関係通知

## 工賃・賃金の支払い

### 主な指摘事項

- 工賃の目標水準及び前年度工賃平均額を利用者に通知していなかった。
- 工賃（賃金）について、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額を工賃（賃金）として支払わなければならないが、剰余金が発生していた。
- 工賃を時給として設定していたが、利用者の出来高に応じて工賃の差を設けていた。
- 就労継続支援A型において、自立支援給付費を一部賃金に充てていた。
- 適正な支払いの根拠となる就労支援の事業の会計処理基準に基づく就労支援事業別事業活動明細書等の作成がなかった。

### 対応が求められる内容

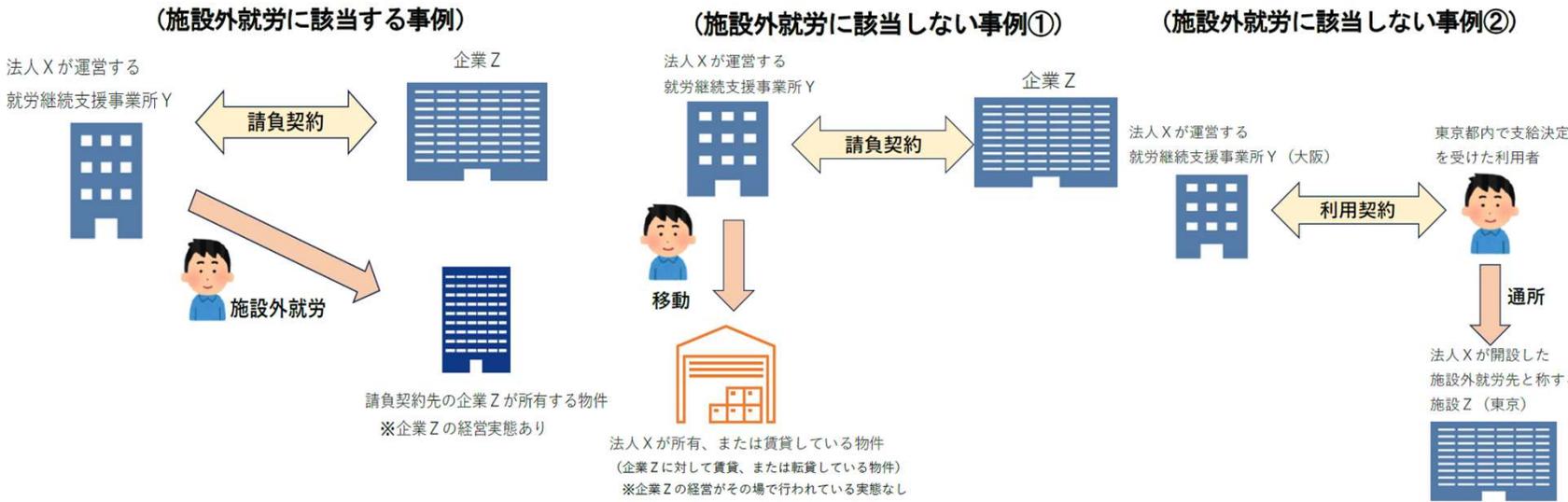
- ・就労継続支援B型（A型）事業者は、利用者に生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃（賃金）として支払わなければなりません。
- ・就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければなりません。
- ・工賃（賃金）について、剰余金が発生した場合は、利用者に賞与等で配当するか、就労会計に基づき積立しなければなりません。
- ・会計処理基準に基づく適切な会計処理を行わなければなりません。

## 施設外就労・施設外支援

	施設外就労	施設外支援
当該支援を実施する職員の要否	要	否 (就労移行支援事業で、移行準備支援体制加算(Ⅰ)を算定する場合は要)
報酬算定の対象となる支援の要件	①施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者の人数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置すること。	①施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置づけられていること。 ②施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。 ③利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取ることにより、日報が作成されていること。 ④施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。

Q. 法人Xが運営する就労継続支援事業所Yが、企業Zと請負契約を締結しており、法人Xが所有している建物（賃借している場合も含む。以下同じ。）を、企業Zに賃貸し（転貸している場合も含む。以下同じ。）、その場所で企業Zから請け負った作業を行う場合、施設外就労として基本報酬を算定することは可能か。なお、当該建物には、企業Zの行う業務に必要な人員体制や業務設備がないなど、その場で企業Zの経営が行われている実態が確認できない状態にあるものとする。

A. 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所において実施される施設外就労については、利用者の一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図る上で有用であるとの観点から、一定の要件を満たした場合に限り、基本報酬を算定することとしている。



## 在宅支援

就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者(以下「在宅利用者」という。)に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、次の①から⑦までの要件のいずれにも該当する場合に限り、算定する。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくこと。

- ① 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ③ 緊急時の対応ができること。
- ④ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ⑤ 事業所職員による訪問又は利用者による通所により評価等を一週間につき1回は行うこと。
- ⑥ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。
- ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない。

## 喀痰吸引等支援体制加算

### 算定要件

医療的ケアが必要な者等に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位を加算。  
(居宅系サービスの場合、特定事業所加算(1)を算定していない事業所のみ算定可能)

### 登録特定行為事業者

- ・事業の一環として、特定行為（喀痰吸引等）を行うとして登録を受けた事業所

### 認定特定行為業務従事者

- ・介護職員等のうち、特定行為（喀痰吸引等）を行うとして、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者

※ 上記要件を満たしていない場合、介護職員等が特定行為（痰の吸引等）を行うことは出来ません。

※ いずれも、事前に県への登録の申請と県からの承認が必要です。

(県の承認を得ずに行為を行うと社会福祉士及び介護福祉士法違反になります。)

【県HP】 ホーム> 健康・医療・福祉> 高齢者福祉> 介護サービス> 介護職員等のたんの吸引等の実施について  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kyuin.html>

## 重度障害者支援加算

### 算定要件

重度障害者に対する手厚い支援体制が整えられている等の場合に加算。

#### 重度障害者支援加算(Ⅰ)

- ・ 人員配置体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び常勤看護職員等配置加算を算定している事業所であって、当該加算に必要な人員配置を超えて生活支援員又は看護職員を配置(看護職員は常勤換算で3人以上)し、重症心身障害者が2人以上利用

#### 重度障害者支援加算(Ⅱ)

- ・ 基準人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配して生活支援員の20%以上が、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修の修了者である事業所において、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者(区分6かつ行動関連項目10点以上)に対して個別支援を行った場合

#### 重度障害者支援加算(Ⅲ)

- ・ 基準人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の人員を加配して生活支援員の20%以上が、強度行動障害支援者養成研修の基礎研修の修了者である事業所において、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者(区分4かつ行動関連項目10点以上)に対して個別支援を行った場合

## 重度障害者支援加算

生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置することとされているが、その具体的な計算方法如何。

前提として、常勤換算法方法で、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員を超える人員が配置されていることが必要である。

その上で、指定生活介護事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であることとしているが、当該生活支援員の数は、常勤換算法方法ではなく、従業者の実人数で算出し、非常勤職員についても員数に含めることとしている。

具体的な計算方法については、例えば、指定生活介護事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が 12 名の場合、 $12 \text{ 名} \times 20\% = 2.4 \text{ 名}$ となり、よって、3名以上について研修を受講させる必要がある。

【R6.4.5 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 2 問4】

< 1. 強度行動障害を有する者への支援における事項 (1) 生活介護、施設入所支援 > 重度障害者支援加算 (II) 及び (III) ③

行動障害者支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制

行動障害者支援  
体制加算

強度行動障害支援養成（実践研修）を終了した常勤の相談支援専門員を事業所に配属し、その旨を公表している場合

要医療児者支援  
体制加算

医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に配属し、その旨を公表している場合

精神障害者支援  
体制加算

地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に配属し、その旨を公表している場合

高次脳機能障害  
者支援体制加算

高次脳機能障害支援者に関する養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を事業所に配属し、その旨を公表している場合

研修修了者と対象者となる利用者がそれぞれ1名のみである場合、複数の加算を算定することはできず、行動障害者支援体制加算（Ⅰ）、精神障害者支援体制加算（Ⅰ）、高次脳機能障害者支援体制加算（Ⅰ）のいずれか一つの加算を選択して算定することとなる。なお、上記で算定しなかった加算については、（Ⅱ）の区分で算定することができる。

## 主任相談支援専門員配置加算

### 算定要件

常勤かつ専従の主任相談支援専門員を事業所に配置したうえで、当該主任相談支援専門員が、事業所の従業者等に対して、資質向上のため指導・助言または研修を実施した場合加算。

### 主任相談支援専門員が行うべき事項

- ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
  - イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
  - ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言
  - エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。
- ※ エは主任相談支援専門員配置加算Ⅰを算定のときのみ。  
主任相談支援専門員配置加算Ⅱの場合は、代わりに基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援への主任相談支援専門員の協力が必要。